

登録抹消（廃業）のご案内

- ・登録抹消（廃業）日は、「日本行政書士会連合会の受付日」又は「廃業希望日」のいずれか遅い日となります。東京都行政書士会の受付日ではありませんのでご注意ください。
- ・登録抹消（廃業）日は、遡ることができません。
- ・月末に廃業される場合、書類は早めにご提出ください。
- ・月末の3営業日前までに書類が本会に到着していない場合、登録抹消日が翌月扱いとなり、翌月分の会費もお支払いが必要となります。
- ・東京都行政書士会の会費は、登録抹消月分まで必要です。なお、前納分のうち振込手数料を差し引いた過払分を返金いたします。

提出書類等

共通書類等

1. 連絡票
※振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー（返金がある場合のみ添付してください）
2. 行政書士登録抹消届出書（様式第24-1号） 2部
※2部とも自署し、職印を押印してください。職印を紛失した場合、認印を押印してください。
3. 行政書士登録証（昭和55年以前に登録の方は、「行政書士登録証明書」）
※紛失の場合は、「誓約書〔書式16〕」を提出してください。
4. 行政書士証票
※紛失の場合は、「誓約書〔書式16〕」を提出してください。
5. 東京都行政書士会会員証

該当する場合に提出する書類等

6. 職務上請求書（統一用紙）
※未使用分も含め全ての綴りをご提出ください。
※紛失の場合は、「念書」を提出してください。
7. 届出済証明書返還届 1部（届出済証明書を添付してください）
8. 社労業務取扱証明書返却届出書 1部（社労業務取扱証明書を添付してください）
9. 著作権相談員カード返却届出書 1部（著作権相談員カードを添付してください）
10. 丁種会員名簿登載抹消届・誓約書 各1部
封印取付け報告書と封印受領証の副本（写し）
※封印業務廃止月までの未提出分とともに提出してください。
11. 補助者証

なお、職印・表札・徽章の返却は不要です。

共済規程に基づく給付について

該当の方には、当会事務局よりご案内をお送りいたします。

お問合せ・提出先

東京都行政書士会 登録係

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 TEL 03-3477-2881

連 絡 票

記入日 年 月 日

届出者様ご連絡先

氏 名	フリガナ	届出に係る会員との続柄
住 所	〒 -	
電 話 番 号		
メールアドレス	@	

先払い会費等があった場合の振込先口座

- ☐ 会員死亡による登録抹消届の場合 会員ご本人名義以外の口座をご指定ください。
- ☐ 会員死亡以外の登録抹消届の場合 ご指定がない場合は、会費引き落とし口座へご返金致します。
- (別の口座へ返金を希望する場合のみ、下記にご指定ください。)

受取機関		フリガナ																			
1 金融機関（ゆうちょ銀行以外）		口座名義人																			
2 ゆうちょ銀行		氏名																			
金 融 機 関	金融機関コード				支店コード									種別	口座番号（左詰めで記入）						
															普通 当座						
									銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協				本店 支店 出張所 本書 支所								
ゆ う ち よ	記号（左詰めで記入）							番号(右詰めで記入)							注意事項 1 先払い会費等がない場合は、振込を行いません。 2 手続き完了までおおよそ2か月程度かかります。						

登録抹消に関するお問合せ先

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6
 東京都行政書士会 事務局 登録係 TEL 03-3477-2881

※ご提供いただきました個人情報は、法令に定める場合を除き、本件届出に係る事務処理にのみ使用します。

行政書士登録抹消届出書

殿

職印

2.氏名は、自署のこと。

承認印	会 長	副会長	委員長	点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

予約番号 ()

様式第 24-1 号(第 24 条第 1 項関係)

行政書士登録抹消届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

登 録 番 号 第 号

住 所

事務所の名称

事務所所在地

氏 名

職印

私は、令和 年 月 日行政書士業務を廃業しますので、行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第 12 条第二号の規定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。
2.氏名は、自署のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会 長	副会長	委員長	点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

予約番号 ()

[書式 16]

誓 約 書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登 録 番 号

事務所所在地

氏 名

職印

このたび登録抹消届出書を提出するにあたり、登録証・行政書士証票を紛失し、返却することができません。

つきましては、その旨お届けしますとともに、今後、このことにより問題が生じた場合には、私において一切の責任を負うことを誓約いたします。

なお、当該 登録証・行政書士証票を発見した場合は、直ちに返還いたします。

念 書

令和 年 月 日

東京都行政書士会
会 長 殿

登 録 番 号 第 号

事務所所在地

氏 名 職印
※自署
複写不可

このたび登録抹消にあたり、職務上請求書を紛失し、返却できないことについてお詫び申し上げます。

つきましては、その旨お届けしますとともに、今後、このことにより問題が生じた場合には、私において一切の責任を負うことを誓約いたします。

なお、紛失における警察への届出を行うとともに、職務上請求書を発見した場合は、直ちに返還いたします。

・・・・・・・・・・下記必ずご記入下さい・・・・・・・・・・

<紛失した職務上請求書のナンバーについて>

NO. _____ ～ NO. _____

NO. _____ ～ NO. _____

<警察署への届出について>

届出日：令和 年 月 日

警察署名：_____ 受理番号：_____

<紛失理由について（紛失日、紛失場所、紛失の経緯を詳細にお書き下さい）>

【整理番号】

年 月 日

届出済証明書返還届

東京都行政書士会会長 殿

申出人 (職印)

(届出済証明書番号)

(行政書士証票登録番号)

1 事務所の概要

(1) 名 称 (Tel - -)

(2) 所在地 (〒 -)

(3) 代 表 者 氏 名

2 返還する者の氏名

地位 ☐ 行政書士 ☐ 使用人行政書士 ☐ 行政書士法人社員

下記の理由により、所属する行政書士会を通じ管轄の地方出入国在留管理局長に対し、届出済証明書を返還いたします。

記

- 1 理 由 ☐ 登録抹消（行政書士法第 7 条第 1 項、同第 2 項各号）
 (該当箇所にレ点) ☐ 欠格事由 ☐ 業の廃止 ☐ 死亡 ☐ 登録取消処分
☐ 引続き 2 年以上の不業務 ☐ 心身故障による業務遂行困難
☐ 懲戒（行政書士法第 14 条各号）
☐ 戒告 ☐ 2 年以内の業務停止 ☐ 業務の禁止
☐ 有効期間が経過したため
☐ 申請取次業務を行わないため
☐ その他

(具体的理由：)

2 添付書類

(1) 届出済証明書

(紛失した場合はその旨、本人、その法定代理人又はその相続人により任意の書式で記名、押印の上、添付提出。)

(注) 本届書にある、「1 事務所の概要」とある項目中、名称、所在地(電話番号)については、①行政書士法人の社員の場合は、所属する行政書士法人の事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨）、②使用人たる行政書士の場合は、主な勤務先、③前各号以外の行政書士の場合は、行政書士事務所の必要事項をそれぞれ記載する。（以上は、行政書士証票と同一の記載となる。）また、左上隅の【整理番号】は単位会記入用。

(様式3)

令和 年 月 日

社労業務取扱証明書返却届出書

日本行政書士会連合会会長殿

下記の理由により、社労業務取扱証明書を添付し、返却します。

登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号を ご記入願います	
所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	
理由	

【注】①返却届出書は、所属単位会を経由して提出してください。
②証明書の紛失等により添付できない場合には、その旨を記載し、返却届出書のみを提出してください。

(様式2)

令和 年 月 日

著作権相談員カード返却届出書

日本行政書士会連合会会長 殿

下記の理由により、著作権相談員カードを返却するとともに、著作権相談員名簿からの抹消をお願いいたします。

所属単位会名	
氏名（フリガナ） 大きく正確にご記入願います	()
登録番号（8桁） 行政書士証票の登録番号をご記入願います	
事務所所在地	
理 由 (廃業・死亡など)	
カードの有無 ○で囲ってください	添付 ・ 添付なし（カード紛失等のため）

- 【注】 ①返却届出書は、所属単位会を経由して提出してください。
- ②当該会員の死亡等により、本人による届出書の記入及びカードの返却が困難な場合は、所属単位会が代理して届出書を提出してください。

年 月 日

東京都行政書士会
会長 殿

丁種名簿登載番号 _____

氏 名 _____

(記名・職印) _____ 職印

事務所 _____

所在地 _____

丁種登録会員名簿登載抹消届

この度、封印取付け委託要領に基づいた確約書の締結により委託登録運輸支局に届け出ている「東京都行政書士会封印取付再委託業務丁種登録会員名簿」からの抹消を届け出ます。

封印業務廃止の年月日： 年 月 日

- 会員名簿登載抹消理由：
- (1) 名簿登載行政書士が死亡したため
 - (2) 名簿登載行政書士が東京会から転出したため
 - (3) 行政書士の資格を抹消又は喪失したため
 - (4) 丁種封印業務を廃止したため

【確認事項】

- 1. 名簿登載抹消届の届出により、申請者は丁種会員の名称使用又は丁種封印業務の受託及びその営業活動等を一切禁止致します。
- 2. 「封印取付け報告書」は、抹消届及び誓約書の受理された月分までの提出が必要となります。
- 3. 会員の死亡又は意思表示困難による届出は、その相続人又は親族が本人に代わって届け出ます。

※ 以下、東京都行政書士会使用欄

決 裁				(添付資料)
会 長	副会長	委員長	事務局	
				① 誓約書の提出 有 : 無
				② 封印取付け報告書の提出 有 : 無

年 月 日

東京都行政書士会
会長 殿

事務所

所在地

氏 名

(記名・職印)

職印

誓 約 書

この度、諸般の事情により、東京都行政書士会封印取付再委託業務丁種登録会員名簿の抹消を届け出致しましたので、下記の事項について遵守承諾することを誓約します。

違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

記

1. 丁種登録会員名簿登載抹消届の提出をもって、丁種会員としての名称の使用又は丁種封印業務の受託及びその営業活動等を一切行いません。
2. 東京都行政書士会封印業務の受託に関する業務運営規則第 11 条第 1 項及び第 18 条第 2 項、並びに封印業務に係る関係法令等を遵守致します。
3. 再度名簿登載を希望する場合は、封印管理特別委員会の指定する研修等を受講し名簿登録手続きを行います。